

令和元年度～令和 5 年度

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 1 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画)

第 3 次八重瀬町地球温暖化対策実行計画

令和元年 1 0 月

沖縄県八重瀬町

目 次

第 1 章 地球温暖化対策実行計画の主旨

第 2 章 基本的事項

- 1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・2
- 3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・3

第 3 章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・3
- 2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第 4 章 具体的な取組

- 1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・4
- 2. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第 5 章 推進・点検体制

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第1章 地球温暖化対策実行計画の主旨

近年、社会経済構造の変化や都市化の進展に伴い、私たちの生活が高度で便利なものになった一方で、資源やエネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄という社会活動が拡大を続け、それらが環境への負荷となり自然の生態系にまで影響が及ぶようになり、人類の生命や生活の基盤である豊かな環境が地球的な規模で損なわれようとしている。

特に、地球温暖化問題は、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中に放出され濃度が増加し、太陽からの日射や地熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより全体として地表及び大気の温度が上昇する現象である。

その影響は長期間かつ広域的で多岐にわたり、自然の生態系及び人類の生活環境に悪影響を及ぼすものである。これは人類が持続的に生存していくための基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。

急激な気温の上昇によって引き起こされる環境影響の例としては、

- ① 海面水位の上昇に伴う陸地の減少
- ② 豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- ③ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ④ 農業生産や水資源への影響
- ⑤ マラリアなどの熱帯性の感染症の発生地域の拡大

などが挙げられており、すべての人々の生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されている。

国連では1992年に気候変動枠組条約が採択され、以降、締約国会議において各国が温暖化防止のための具体的な取り組みに向けて話し合いを行っている。

我が国では、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災以降、国においてエネルギー政策の見直し等が進められており、2012年（平成24年）には「今後のエネルギー・環境政策について」が閣議決定され、2013年（平成25年）1月には国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、従来の「1990年比で温室効果ガス25%削減」から脱原発を前提とした「2020年までに2005年比で3.8%削減」という新たな目標が発表され、地方自治体においても温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定し、地球温暖化防止に向けて率先した取組を行うことが求められている。

以上のようなことから八重瀬町は地球温暖化の防止を図るため、自らの事務・事業

に伴い排出される温室効果ガスについて率先して削減し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町をつくり上げていくため「八重瀬町地球温暖化対策実行計画」を策定する。

第2章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

本町では、平成21年10月に八重瀬町地球温暖化対策実行計画を策定し町の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの削減に取り組んできた。

この実行計画が平成30年度で終了するため、これを改定し、より一層の温室効果ガス削減に向けて取り組みを強化し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 旧実行計画における温室効果ガスの削減目標の達成状況

旧実行計画では、削減目標を数値で掲げた電気、ガス、燃料、水使用量、廃棄物排出量について5%削減することとしていた。

これまで対象施設では、省エネルギー・省資源を推進するほか、生ゴミ堆肥化事業による取り組みを進めた結果、平成30年度の温室効果ガス排出量は、平成25年度比で17.9%削減している。

基準年度排出量 平成 25 年度		最終年度排出量 平成 30 年度
2, 9 4 0 t・CO ₂	17.9%	2, 4 1 1 t・CO ₂

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成30年度とし、計画期間を令和元年度～令和5年度までの5年間とする。

目標年度については、令和5年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、外部委託により施設管理を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

(対象施設一覧)

施 設 名	施 設 名
八重瀬町役場本庁舎	八重瀬町立中央公民館
八重瀬町役場区画整理課（公園管理等）	八重瀬町役場土木建設課 （排水・汚水処理施設）
八重瀬町保健センター	八重瀬町立東風平幼稚園
八重瀬町立東風平中学校	八重瀬町立白川幼稚園
八重瀬町立具志頭中学校	八重瀬町立具志頭幼稚園
八重瀬町立東風平小学校	八重瀬町立新城幼稚園
八重瀬町立白川小学校	八重瀬町立東風平学校給食センター
八重瀬町立具志頭小学校	八重瀬町立具志頭学校給食センター
八重瀬町立新城小学校	八重瀬町立具志頭歴史民族資料館
東風平運動公園体育館 （野球場・テニスコート等）	八重瀬町営プール
具志頭社会体育館	八重瀬町具志頭改善センター

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素（CO₂）を対象とする。

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

八重瀬町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,411 t-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	2, 4 1 1 t -CO ₂

私たちができること

—うちエコ！ アクション②—

ものを買うときは、必要なものを必要な量だけ、が原則ですが、購入するときには出来るだけ環境によいものを選びましょう。

① 買い物袋を持ち歩く。



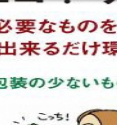
② 包装の少ないものを選ぶ。



③ 洗剤などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。



④ 電球が切れた場合には、電球形蛍光灯に取り替える。



⑤ 繰り返し使えるリターナブル瓶を使う。



⑥ エネルギー効率の良い家電製品を選ぶ。



⑦ 燃費の良い車を選ぶ。



⑧ リサイクル商品を購入する。



⑨ 買い物には、鉄道や自転車を利用したり、歩いて行く。



環境に配慮した製品についているマークを参考に、グリーン購入を心がけましょう。



エコマーク

「宝塚」から「姫路」にわたるライオン・ライオン・ライオンを通過して姫路への距離が少なく、環境保全に役立つと認められた文芸賞などの商品につけられています。



省エネ性マーク

省エネ基準を満たしたエアコン、電気冷蔵庫、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ストーブ、ガス乾燥機、ガス湯水機、電気洗濯機、電気炊飯器、電子計算機、電気式冷暖房設備について、緑色のラベルは省エネ基準達成率100%以上



国際エネルギースターマーク

待機時消費電力に関する基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなど200以上のA機器についている。



グリーンマーク

トイレットペーパー、コピー用紙、ノートなど家庭を規定の割合以上利用した製品についている。



統一省エネラベル

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫について、緑色の省エネラベル消費電力が大きく、省エネ性能の優が大きいことからエネルギー消費効率及び年間目標消費電力に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

全国地球温暖化防止活動推進センター
<http://www.jccca.org>

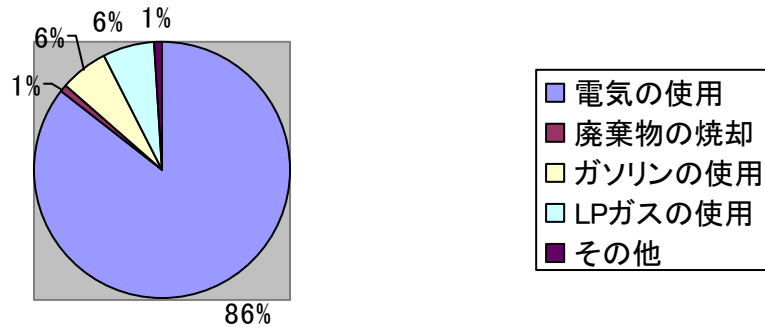


2. 八重瀬町の施設別排出量（基準年度平成 30 年度における排出量）

施設名等	電気 (kWh)	ガ ス(m³)	水道 (m³)
本庁舎	350,229	11,816.2	658
中央公民館	124,407	20.7	803
具志頭改善センター	69,092	7.8	458
保険センター	37,136	1,560	280
東風平給食センター	96,784	2,586.6	8,175
具志頭給食センター	51,208	1,302.7	5,907
具志頭民俗資料館	78,111	1.9	179
東風平運動公園体育館	336,973	19.2	9,801
具志頭社会体育館	96,069	0	1,074
区画整理課 (公園管理等)	33,520	7.4	2,319
土木建設課 (排水・汚水処理等)	94,134	0	1,162
東風平中学校	258,946	10.9	5,566
具志頭中学校	212,093	56.5	3,707
東風平小学校	268,604	40	4,988
白川小学校	202,179	6,063.1	4,153
具志頭小学校	179,018	16.8	1,902
新城小学校	99,797	16.6	3,075
東風平幼稚園	54,222	124	982
白川幼稚園	21,303	168.9	913
具志頭幼稚園	26,153	0	953
新城幼稚園	25,482	13.4	461

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の86%を占め、次いでガソリンの使用が6%、廃棄物の焼却が1%で全体の7%を占めている。



3. 削減目標

平成30年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成35年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成30年度	削減目標	目標年度排出量 令和5年度
二酸化炭素 (CO ₂)	2,411 t -CO ₂	5 %	2,290.45 t -CO ₂

活動項目別の削減目標

活動項目	目標
① 電気使用量	平成30年比 5%以上削減
② 公用車燃料使用量	平成30年比 5%以上削減
③ 一般燃料 (LP ガス等) の使用量	平成30年比 5%以上削減
④ 上水使用量	平成30年比 5%以上削減
⑤ 紙類使用量	紙類の使用量を削減
⑥ 環境物品の購入	環境に配慮した製品の選定

第4章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・空調機器、LED等のエネルギー消費効率が高い機器の導入。
- ・公用車の更新時に、小型車、低燃費車、ハイブリットカーや電気自動車等の導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・運動公園省エネ化推進事業を実施。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやりサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・個別の扇風機、電気スタンド等の適正使用・管理を行う。
- ・冷房の使用期間を定め温度管理（26℃に設定）を行う。
- ・職員のエレベーターの私用は自粛する。

②燃料使用量の削減

- ・不要な荷物を積み込んだままにせずに整理を心がける。
- ・急発進、急加速をしない。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・車内のエアコンは可能な限り控える。

- ・ 公用車での移動時は相乗りに努める。

③LPG使用量の削減

- ・ 冷房の温度管理（26℃に設定）を行う。
- ・ 冷温水発生器の省エネ運転を行う。

④ゴミの減量、リサイクル

- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・ 3 R の推進。
- ・ 事務の電子化等、ペーパーレス化の推進を図る。
- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、また、使用後のリセットを徹底し、無駄な印刷をしないように用紙の削減に努める。
- ・ 学校給食センターの廃棄残さの資源化。
- ・ 職場内における文書のやりとりでは封筒を極力使用しないようにし、やむを得ず使用する場合でも使用済封筒の再利用により行う。
- ・ マイ箸、マイカップ等を使用する。
- ・ 各課において使用済み紙回収ボックスを設置し、リサイクルを推進すると共に廃棄物の発生を抑制する。

⑤水道

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ・ 雨水の利用。
- ・ 水漏れ等の点検を日頃から行い、修繕箇所がある場合には早急に対応する。

⑥環境保全に関する意識向上

- ・ 職員向けに環境保全研修等や必要な情報提供を行う。
- ・ 環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・ CO2 排出削減促進事業等への取組。

⑦ 職員各自の努力

- ・ 職場は1日の3分の1以上を過ごす場所であり、そこで省エネ活動やリサイクル活動に努め、職員各自が取り組んでいくことは地球温暖化対策だけではなく、ゴミの減量化やリサイクルといった資源の有効利用を再確認することにもつながります。また職場だけでなく、家庭やそれをみた住民がミラーリングし同様に取り組むことでさらに効果が得られます。上記にある項目を職員から変えていく必要があると考える。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

計画の進行管理等については、八重瀬町集中改革プランに準じ実施する。

「推進統括者」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。(図1)

(1) 推進統括者

町長を統括者とし、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課長及び各出先機関の長を「推進担当者」とする。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局は住民環境課と総務課で構成し、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

住民環境課長を「事務局長」とし、環境マネジメント全体会議（庁議）を定期的に開催し目標の達成状況の確認を行う。会議において「推進担当者」からの報告を受け、計画の定期的な見直し等、運営、実績について統括者へ報告する。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。

図 1 実行計画の推進体制

